

産業医の職務、必要な情報例、職場巡視等について

1 産業医の職務、情報例

労働安全衛生法（以下「法」という。）13条第1項において、事業者は、産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の省令で定める事項（産業医の職務として労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第14条第1項に規定）を行わせなければならない、また、規則第15条第2項において、事業者は産業医に対して、産業医の職務として規定する事項をなし得る権限を与えなければならないとされており、原則として、これらの規定も踏まえて、産業医は、産業医の職務を行うため必要と判断した際などにおいて、必要な事業場・労働者に関する情報を入手、産業医が自ら作成することなどが必要である。

規則で規定された産業医の職務ごとの当該職務を実施するために必要と考えられる情報例は以下のとおり。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康保持のための措置関係

労働時間、作業環境、勤務形態（深夜業の有無・回数等）、業務内容、業務量
健康診断の結果・異常所見の場合の医師の意見・事業者が実施した就業上の措置、保健指導の実施状況などの情報

※職場巡視の際に、勤務形態、就業上の措置などを確認する場合がある。

(2) 長時間労働者に対する面接指導及びその結果に基づく労働者の健康保持のための措置関係

労働時間、作業環境、勤務形態（深夜業の有無・回数等）、業務内容、業務量、
面接指導の結果・医師の意見・事業者が実施した就業上の措置の実施状況などの情報

※職場巡視の際に、勤務形態、就業上の措置などを確認する場合がある。

(3) ストレスチェック検査、高ストレス者への面接指導及びその結果に基づく労働者の健康保持のための措置関係

労働時間、作業環境、勤務形態（深夜業の有無・回数等）、業務内容、業務量
ストレスチェック検査の個人結果（個人の結果は面接指導を行った場合及び産業医がストレスチェック実施者となった場合に産業医は入手可）・集団分析の結果、
面接指導による医師の意見、事業者が実施した就業上の措置の内容などの情報

※職場巡視の際に、勤務形態、就業上の措置などを確認する場合がある。

(4) 作業環境の維持管理関係

労働衛生に係る死傷病の発生状況

作業場の設備、取り扱う化学物質等
化学物質データシート、リスクアセスメントの結果
作業環境測定結果、局所排気装置等の点検結果、特殊健康診断（生物学的モニタリング等）の結果など

※職場巡視の際に、上記を確認する場合がある。

(5) 作業管理関係

労働衛生に係る死傷病の発生状況
作業場の設備、取り扱う化学物質・工具等
化学物質データシート、リスクアセスメントの結果
保護具の管理・着用状況、労働者の作業姿勢・作業方法、作業手順書、振動工具等を取扱う際の作業時間、特殊健康診断（生物学的モニタリング等）の結果など

※職場巡視の際に、上記を確認する場合がある。

(6) 上記以外の労働者の健康管理関係（化学物質等の有害性の調査、救急措置等）

労働衛生に係る死傷病の発生状況
化学物質等の有害性の調査の結果
救急措置に関する計画など

※職場巡視の際に、上記を確認する場合がある。

(7) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進関係措置

健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進対策の計画・実施状況など
※職場巡視の際に、健康教育の計画・実施状況などを確認する場合がある。

(8) 衛生教育関係

衛生教育の計画・実施状況など

※職場巡視の際に、衛生教育の実施状況などを確認する場合がある。

(9) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止関係

労働者の健康障害の原因の調査の内容、再発防止対策の計画・実施状況など
※職場巡視の際に、再発防止対策の実施状況などを確認する場合がある。

2 産業医に必要な情報提供例

- 1) 過重労働対策、メンタルヘルス対策の充実が必要であるが、これらの対策に関する情報は、産業医の職場巡視以外にも有効な情報収集の方法があるのではないか。
- 2) 産業医は、自らの職務を行うため必要と判断した際などにおいて、事業者から必要な情報を入手、産業医自ら作成することなどが可能であるが、事業場の状況に応じた最低限の情報は、定期的に産業医に提供し、さらに必要と産業医が判断する情報については、引き続き、事業者から情報を入手、産業医自ら作成することなどにより把握することとしてはどうか。

その際には、衛生管理者と連携した情報の入手、また、事業場の状況に応じた情報の入手等が必要ではないか。

(1) 事業者から産業医への定期的な情報提供例

下記の一定の情報は、事業者から産業医へ定期的に提供することとしてはどうか。

1) 規則 52 条の 2 に基づく面接指導（義務規定）の労働時間の基準該当者及び労働時間

※ 長時間労働者への面接指導のため、規則 52 条の 2 に基づき、事業者は当該指導の対象となるのか否か、個々の労働者の労働時間を把握している。

2) 週 1 回以上の衛生管理者の職場巡視の結果（職場環境等の状況）

3) 上記のほか、各事業場の状況に応じて衛生委員会※にて判断した事項

（①法第 66 条の 9 の努力義務規定に基づく長時間労働者への面接指導については、規則 52 条の 8 第 2 項及び通達により、衛生委員会で調査審議により定める基準に該当する者などとしており、これらに該当する者及び労働時間、②新たな対策の必要性等を判断するための新規に使用される予定の化学物質・工具名などが考えられること。）

(2) 産業医が必要と判断した場合の追加の情報及び対応例

過重労働対策及びメンタルヘルス対策関係の産業医が必要と判断した場合の追加の情報例、考えられる対応例は以下などがあるのではないか。

ア 追加の情報例

事業者は、必要に応じた産業医による長時間労働者への面接指導の申出の勧奨のため、産業医に対して時間外・休日労働時間が月 100 時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を提供することが望ましいなどとされており、このうち、定期的に提供する労働時間を除く、労働者に関する作業環境、深夜業の回数及び時間数等の最新の情報が必要となる場合があるのではないか。

また、事業場全体のメンタルヘルス対策等に関する対応の必要性等を判断するため、事業場全体の業務量や業務内容の変化などの最新の情報も必要となる場合があるのではないか。

イ 対応例

情報提供等による産業医の考えられる対応例（衛生管理者等への実施の指導を含む。）は、以下などがあるのではないか。

- 1) 法に基づく長時間労働者への面接指導及びその勧奨
- 2) 長時間労働者・高ストレス者の面接指導対象者、健康診断の異常所見者の事後措置の実施状況の確認
- 3) メンタルヘルス不調、脳・心臓疾患の防止の観点からの健康相談、健康教育の実施
- 4) 上記 2) の確認の結果等を踏まえた事業者への助言・指導、衛生委員会への対策強化の提案など

3 職場巡視の頻度について

過重労働対策などにとって有用な労働時間等の情報、衛生管理者が行う週 1 回以上の職場巡視の結果などの情報について、一定の情報は定期的に事業者から産業医に提供、その他のより詳細な情報は産業医の求めに応じて事業者から産業医へ提供又は産業医自ら作成するなどにより把握し課題等に対応するとともに、産業医の職場巡視の頻度を、より産業医の判断により事業場の状況に応じて対応することができるようにしてはどうか。

具体的には、産業医の職場巡視の頻度を、例えば、産業医の職場巡視において問題が認められず、かつ、産業医が次回の巡視は 1 月以内であることは必要ないと判断するときは、次回の巡視は、少なくとも 2 月以内に 1 回行うとすることができることなどについて検討してはどうか。

※衛生委員会は、①労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること、②労働者の健康増進を図るための基本となるべき対策に関すること、③労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること、④上記のほか労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項を調査審議するとされている。